

Chain Referral Program for e-Tax
～繋がりで波及させるキャッシュレス納付推進案～

同志社大学	政策学部	佐桑幹太
同志社大学	政策学部	天野多恵
同志社大学	政策学部	西崎百花
同志社大学	政策学部	吉川周吾

＜要旨＞400字以内

日本銀行は、令和 6 年に開催された「国税・地方税キャッシュレス納付推進全国宣言」に参画し、官民一体でのキャッシュレス化を図っている。しかし、法人のキャッシュレス納付比率は依然として低水準であり、更なる波及が必要不可欠である。我々は独自のヒアリング調査から、課題として「既存の納付方法からの切り替え障壁」「周知施策の限界」の 2 点を確認した。そしてこれらの課題に対し、国税電子納付システムである e-Tax を通じた「金銭的インセンティブによる導入促進」と「法人同士の繋がり」を活用した政策『Chain Referral Program for e-Tax』を提言する。加えて、我々は提言の有効性を検証すべく、費用便益分析及び法人・金融機関に対してヒアリング調査を実施した。

本提言が、官民一体のキャッシュレス化推進と日本銀行及び民間金融機関の業務効率化の一助となることに期待する。

1. はじめに

日本銀行は「政府の銀行」として、日本の金融システムを支える役割を担うとともに、官民一体でのデジタル化の推進の一助となっている。特に税金のキャッシュレス納付は、従来の現金納付に伴う窓口対応や納付書の処理など、日本銀行及び民間金融機関が日々負担している業務の大幅な効率化に寄与する手段として注目されている。実際、地方税など一部分野では、2024年度に現金以外での納付率が7割を超えるなど、着実にキャッシュレス化が進展している。

一方で、国税におけるe-Taxを通じたキャッシュレス納付率は2023年度において39%にとどまり、61%が依然として金融機関窓口での納付となっている。特に法人分の窓口納付が全体の約71.2%を占め、法人税や源泉所得税などを中心に現金納付が根強く残っていることから、日本銀行の業務負担削減の観点において、法人のキャッシュレス納付促進が重要な課題である。我々は、この課題に対して、日本銀行が資金循環の中核として、より主体的に金融機関や政府と連携し、資金面での主導的な関与を通じて法人のキャッシュレス納付の利用促進を後押しすることが必要不可欠だと考える。

以上より、本稿では、最終的な日本銀行の業務効率化を目指して、法人におけるキャッシュレス納付のさらなる発展に向けた提言を行う。

2. 現状分析

2-1. 日本銀行の業務

日本銀行では、日々送付される大量の納付書処理が問題視されている。「フォーカス BOJ」においても、金融機関窓口での現金納付をキャッシュレス納付に移行させることの重要性が明記されている。このことから、キャッシュレス納付の推進が日本の金融システムの安定と更なる利便性の向上に不可欠であるとの認識が広がっている。また、「国庫金事務デジタル化の状況について（令和6年度）」によると、国庫金受け入れにおけるOCR処理は2,402万件にも及んでいる。この数値からも、日本銀行がOCR処理に多大な労力を要していることが考えられる。

2-2. 金融機関へのヒアリング

私たちは、金融機関で窓口納付を行う法人や窓口対応を担う職員が抱える課題・実態を把握すべく、京都信用金庫西陣支店においてヒアリング調査を

実施した。支店長および窓口業務担当者からのヒアリングを通じて明らかとなった実態は、金融機関の窓口業務が、職員にとって大きな負担となっている点である。利用者層は若年層から高齢層まで幅広く、さまざまな世代の事業者が現在も窓口での納税を行っている。その中には、一度に 40 枚もの納付書を提出する企業も存在し、担当職員は膨大な事務作業を強いられている。具体的には、納税額全体の計算や収納判の押印といった手続きが繰り返され、処理に相当な時間を要しているという。

一方、このような窓口納付は納税者側の負担でもある。銀行までの移動時間や銀行での待機時間、納付書の作成・持参といった手間が生じ、特に高頻度で納付を行う企業にとっては大きな負担である。窓口担当者からも、「納税にかかる窓口業務負担が軽減・解消されれば、金融機関は本来の業務により注力でき、納税者側も納付の待ち時間や手続き負担が減少し、双方の大きなメリットとなる」との意見が得られた。(図表 3)

以上のように、京都信用金庫でのヒアリング調査から、窓口納付業務が実際の現場でどれほどの負担となっているかが明らかとなった。

2 – 3. 法人の e-Tax 利用の現状

我々は、法人の納税に関する現状と課題を把握すべく、一般社団法人中小企業家同友会上京支部例会への参加を通じてアンケート調査を実施した。(図表 1)

本アンケート調査によると、現在、e-Tax を知っているのにも関わらず、利用していない法人が 35%、知らずに利用もしていない法人が 21% いるという結果が得られた。この結果から、キャッシュレス納付が進んでいないという実態がより明らかとなった。さらに、e-Tax を知らない人が 20% を超えているという点においても、周知が徹底されていないとの見方が出来る。

また、e-Tax を通じて電子申告しか行っておらず、納税まで行っていない法人が 35% といった結果も出ている。この理由についても、「特に大きな理由があるわけではないが今までのルーティンだから」、「大きなメリットを感じられない」といった理由が得られた。

3. 提言

3 – 1. 提言の着想

上記の通り、日本銀行が抱える業務課題、実際に我々が行った金融機関へのヒアリング調査、法人へのアンケート調査による現状分析を踏まえ、以下

の 2 点の課題が浮き彫りとなった。1 点目は「キャッシュレス納付への切り替えに対する障壁の高さ」、2 点目は「e-Tax の周知が限界に達していること」である。

1 点目の課題に対しては、金融機関や法人へのヒアリング調査（図表 3 質問 3）から、慣習のないシステム導入の動機として金銭的インセンティブが最も効果的であると我々は確信した。

また 2 点目の課題に対しては、一般社団法人中小企業家同友会上京支部例会への参加を通じて、法人同士の情報共有が盛んである様子を目の当たりにし、法人間の繋がりが e-Tax の周知拡大に新たな切り口をもたらすと考えた。

以上を踏まえて、我々は「「Chain Referral Program (以下、CRP とする) for e-Tax」を提言する。この政策は二段階で構成されており、第一段階として、新たに e-Tax を用いて国税の納付を行った法人に対して「法人向けキャッシュレス資金（以下 R1 とする）」を付与する。この金銭的インセンティブが、e-Tax 導入の障壁を乗り越える後押しとなる。第二段階として、既に e-Tax を利用して納税を行う法人が、法人間の繋がりを活かしてキャッシュレス納付の利用を推奨していくことで、e-Tax 未導入法人にも e-Tax を通じたキャッシュレス納税の拡大を図る。その手段として、紹介者に対しての金銭的インセンティブ（以下 R2 とする）を与える仕組みを構築する。この提案により、e-Tax を利用する明らかなインセンティブが生まれ、さらに追加的インセンティブを動機として法人間での e-Tax 利用の促進が期待できる。この「CRP for e-Tax」によって法人のキャッシュレス納付割合を増加させることで、現金納付による社会的コストの大幅削減に寄与する。他に考えられる提言として、税額控除という形のインセンティブも検討したが、法的な観点での制約が厳しく、実現可能性を高めるため、金銭的インセンティブを与える形を選択した。

3 – 2. 提言の概要（図表 2）

本提言において私たちは、法人に対して二段階のインセンティブを付与することで、e-Tax の利用促進によるキャッシュレス納付の普及拡大を実現することを目指す。

またインセンティブを与える期間を 3 年と定めることにより、短期間で国税のキャッシュレス納付比率を急進させることができる。具体的には、3 年間で、キャッシュレス納付比率 80% の達成を目指す。これにより、現状の

キャッシュレス納付割合の増加率が推移した場合よりも、圧倒的に早く、社会的便益が社会的コストを上回ることが出来る。

具体的なスキームについて、第一に、e-Tax を初回利用した法人に対し R1 が支給される仕組みを説明する。(図表 2 – 第一段階) 初めに、①e-Tax を初めて利用する法人が e-Tax を通じて納税を行う。②納税完了メールと第二段階の部分で説明する紹介コードが送付される。そして、③この申告・納税情報が独自のプラットフォームである「Pay Forward」に送付され、同時に、④e-Tax から法人の取引金融機関に支払い指示が通達される。そして、プラットフォーム「Pay Forward」から⑤新規納税情報が金融機関に伝達される。これによって⑥法人の支払い口座から日銀当座預金に納税額が支払われる。⑥を確認した後、⑦法人に支払われる R1 分の代金が法人の取引金融機関に支払われ、⑧法人に R1、7 万円が支払われる。この時、③と同時に(1)納付情報が国税庁にも伝達される。そして(2)国税庁から提供される納税情報と、各金融機関から送金される納付金を、日本銀行が照合・確認する。

第二に、更なるインセンティブである R2 が支給される仕組みについて説明する(図表 2 – 第二段階)。まず、①e-Tax 導入済み法人が e-Tax 未導入法人(以下、e-Tax 新規法人)に e-Tax のシステムと紹介コードを伝達する。②e-Tax 新規法人が、e-Tax を通じて納税するとともに紹介者コードを入力する。③納税完了メールと紹介コードが送付される。そして、④この申告・納税・紹介者情報(e-Tax 導入済み法人)がプラットフォーム「Pay Forward」に送付され、同時に、⑤e-Tax から e-Tax 新規法人の取引金融機関に支払い指示が通達される。そして、プラットフォーム「Pay Forward」から⑥新規納税情報、紹介者情報が金融機関に伝達される。これによって、⑦e-Tax 新規法人の支払い口座から日銀当座預金に納税額が支払われる。⑦を確認した後、⑧e-Tax 新規法人に支払われる R1、紹介者である e-Tax 導入済み法人分に支払われる R2 分の代金が金融機関に支払われる。その後、e-Tax 新規法人には R1・7 万円、紹介者である e-Tax 導入済み法人には R2・3 万円が付与される。この時、③と同時に(1)納付情報が国税庁にも伝達される。そして(2)国税庁から提供される納税情報と、各金融機関から送金される納付金を、日本銀行が照合・確認する。

3 – 3. 提言の狙い

本政策は二段階構成とすることで、前述した 2 つの課題に対して同時にアプローチすることが可能となる。すなわち、我々が提案する二段階インセンティブにより e-Tax の利用率を高めることで、その先に位置づけられるキ

ヤッショレス納付のさらなる推進が実現可能である。そして、ヤッショレス納付の普及に伴う納付書削減は、日本銀行における OCR 处理を含む業務負担を軽減し、さらには関連する社会的コスト全般の削減へと結びつく。本提言は、そのような広範な効果を視野に入れたものである。

3－4 提言の有効性検証

提言の有効性を検証するため、独自に費用便益分析とヒアリング調査を行った。

(1) 費用便益分析（図表 4）

①法人の国税のヤッショレス納付割合の増加率が現状のまま継続した場合と、②本提言によりヤッショレス納付割合増加率が急進した場合に、それぞれ 1 年間でどの程度社会的コストの削減が可能であるのかについて、5 年間分を比較する試算を行った。社会的コストは納税者の現金納付にかかる費用と便益、ヤッショレス納付にかかる費用と便益についてそれぞれ分けて算出した。（図表 4）納税にかかる時間のような非金銭価値は「（省略できる時間）×（時間価値）」で金銭換算を行った。時間価値の設定（円/時）は失われる時間もしくは得られる時間の機会費用を算出するという趣旨で、該当者の職種の平均所得から推計した。今回比較する時に現状の法人のヤッショレス納付割合増加率は、過去 6 年で 1 年ごとに平均 4% ヤッショレス納付割合が増加していたためそれを基に 4% と仮定する。本提言の影響によるヤッショレス納付割合の増加率は、マイナポイントという金銭的なインセンティブによりマイナンバーカードの普及率を 3 年間で 13,30% から 68,80% まで向上させた事例およびアンケート、ヒアリング調査の分析により仮定した。①と②を計算すると 1 年目の削減された社会的コストはどちらも同程度であったが 3 年目には②は①に比べ、約 500 億円社会的コストを削減可能という結果が得られた。（図表 4）

本試算は、統計データおよびヒアリング調査に基づく平均的な数値を用いて行っており、過度に楽観的な想定を避けている。しかし、懸念点として、非金銭価値の算定においては、時間価値の計り方や機会費用の幅に一定の不確実性が存在する。そのため、前提とする時間価値が変動すれば、社会的コストの削減効果は本試算で示した水準よりも小さく算出される可能性が十分にある。

(2) ヒアリング調査（図表5）

我々が構想した提言に対しての有効性を確かめるため、ヒアリング調査を行った。一般社団法人中小企業家同友会上京支部例会への参加を通じてお会いした株式会社サクモフ代表取締役である諸隈様、株式会社ワールドサニー代表取締役社長である小坂様、京都信用金庫西陣支店の多田支店長の3名に主にヒアリング調査を行い、有効性の検証を行った。

株式会社ワールドサニー代表取締役社長である小坂様によると、「法人への金銭的なインセンティブはe-Tax導入への意欲につながり、かなり効果がある。加えて共有するというアイデアはさらなるe-Tax納付の波及に繋がる可能性がある」との意見を得た。株式会社サクモフ代表取締役である諸隈様からは、「インセンティブもしくはディスインセンティブによる施策は効果的だと思う」という意見を得た。京都信用金庫西陣支店の多田支店長からは、「分かりやすいメリットである金銭的なインセンティブがあることは効果的かもしれない」との意見を得た。一方で、「対象が法人のみである点が平等性にかけるのではないか」との意見も得た。

以上のヒアリング調査の結果からも分かるように、我々が構想した「CRP for e-Tax」は懸念点もあるものの、十分な効果が得られる提言であると確信した。

4. 今後の展望

本提言を行う過程で、複数の課題が浮き彫りとなった。

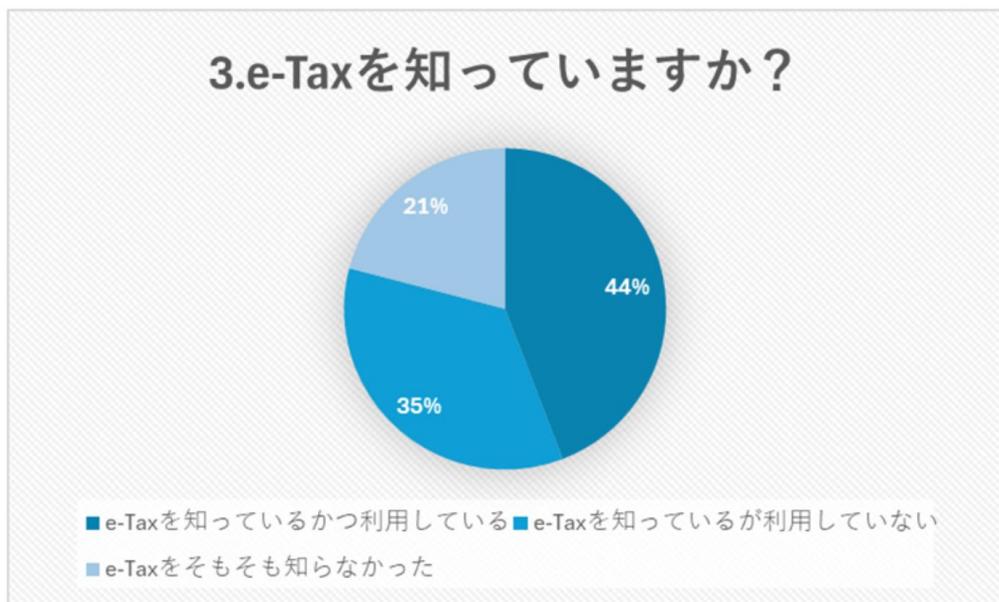
1点目は本提言のR1、R2の財源は税金であり、この税金の使い道として国民からの理解が得られるのかという点である。これに関して、我々は20代以降の160人を対象にアンケート調査を行った。その結果、71%の人が「賛成またはやや賛成」と回答したことから、国民の理解はある程度得られるということを確認している。しかし、一部では、理解が得られないケースもあり、日本銀行や国税庁には、国民に対する高いアカウンタビリティが求められる。

2点目はこの制度によって設立したプラットフォームの今後についてである。これに関しては、目標である3年間でキャッシュレス納付比率80%が達成されたと同時に閉鎖することを想定している。実際、2020年の新型コロナウィルス蔓延により、政府が「特定定額給付金」を給付するために臨時プラットフォームが作られたが、給付が終わると閉鎖されたという事例も存在している。

今後は「CRP for e-Tax」から得られた効果を活用し、法人だけでなく日本全体のキャッシュレス化に寄与することで、納税者や日本銀行、金融機関が抱える社会的コストが削減されることを切に願う。

■ 図表

(図表 1) アンケート調査



9/19 一般社団法人京都中小企業家同友会 上京支部の皆さまへ

キャッシュレス納付の現状と課題に関するアンケート調査

私たちちは日本銀行に対して政策提言を行うコンテストに挑戦しております。

その一環として、国税のキャッシュレス納付をさらに推進するための提案を検討しており、企業における納税や財務業務の実態について調査させていただいています。

ぜひアンケートにご協力お願いいたします。

アンケートはこちらから

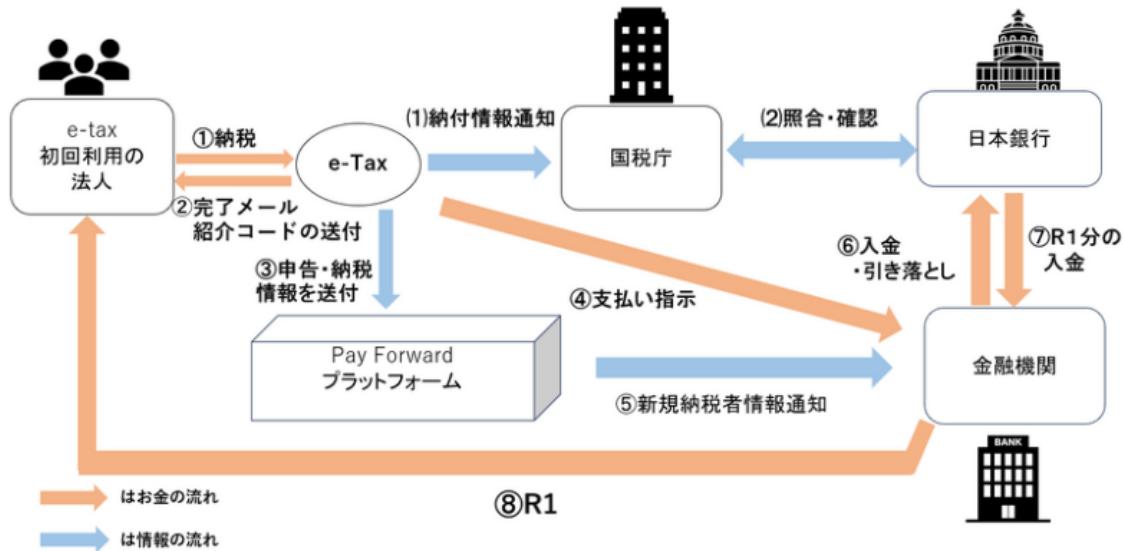
同志社大学政策学部 足立ゼミでは「企業」「市場」「投資」の基礎から学び、政策や経済の観点から社会課題の解決を考えることを目的としています。グループワークや現場見学、ディベート、外部コンテストの参加などを通じて実践的な力を育んでいます。"ゼミの友だちは一生の友だち"をモットーに、在学中だけでなく卒業後も縦横のつながりを大切にしています。

ご回答いただいた内容は研究目的以外には使用せず、統計的に処理した上で匿名で取り扱います。

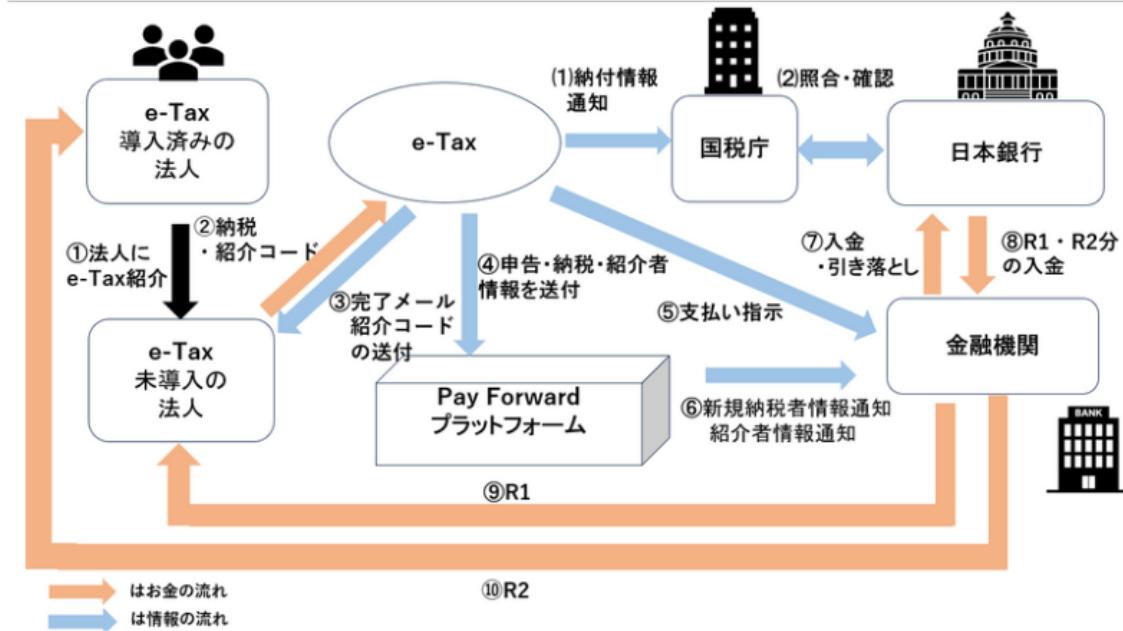


(図表 2) スキーム図

〈第一段階〉



〈第二段階〉



著者作成

(図表3) ヒアリング調査まとめ

質問	【1】株式会社ワールドサニー 代表取締役社長 小坂様
1. 税理士を雇っていますか？	はい
2. e-Tax を利用していますか？	はい
3. どの程度まで利用していますか？	申告・納税まで e-Tax を利用している
4. e-Tax を利用する以前は、どの程度時間がかかっていましたか？	銀行に行って処理するまでの待ち時間に、日によって異なるが、1時間半～2時間半はかかっていた
5. e-Tax を利用するうえで感じているメリットを教えてください	・時間や場所に制限されずに納税が可能である ・納付書によるタイムラグが発生しない ・手間が少なくて便利である
6. キャッシュレス納付に移行するにあたって障壁となる課題は何だと考えますか？	メリットが分かりにくい
7. 金銭的なインセンティブがあることで e-Tax を始めたいと考えますか？	実際にかなり効果があると思う、金銭的なインセンティブが企業にとっては結局助かる
8. 法人にとって金銭的なインセンティブ以外で嬉しいインセンティブはありますか？	金銭的なインセンティブ以外で考えるのは現実的に厳しいのではないだろうかと考える
9. 現金納付をするうえで不便だと感じることを教えてください。	・処理の待ち時間が長い ・時間の制限があるため、期限よりもかなり前に動かないといけないのが負担
10. 法人の方に社会的コストが大きいことを理解してもらうことが出来たら現金納付の減少につながると思いますか？	それだけではキャッシュレス納付にはつながらないと思うのが本音。やはり明確なインセンティブ的なメリットが必要だと思う。

質問	【2】株式会社サクモフ 代表取締役 諸隈様
1. 税理士を雇っていますか？	いいえ
2. e-Tax を利用していますか？	はい
3. どの程度まで利用していますか？	申告・納税まで e-Tax を利用している
4. e-Tax を利用する以前は、どの程度時間がかかっていましたか？	銀行の往復移動にかかる時間は2時間程度であった。 そのほかに、銀行での待ち時間なども発生していた。

5. e-Tax を利用するうえで感じているメリットを教えてください。

6. キャッシュレス納付に移行する際、法人にとっての障壁はどこにあると感じていますか？

7. 金銭的なインセンティブがあることで、e-Tax を始めたいと考えますか？

質問

1. 貴庫の法人顧客における 国税の現金納付を利用している層と利用していない層の特徴はありますか？

2. 貴庫の場合の職員における業務負担はどのくらいありますか？

3. 金融機関として、キャッシュレス納付が広がった場合のメリットは何ですか？

4. 法人顧客から意見として寄せられる、キャッシュレス納付に踏み切れない理由や不安にはどのようなものがありますか？

5. 貴庫から見て、キャッシュレス化を推進する上での課題は何だとお考えですか？

6. 貴庫として、法人向けに キャッシュレス納税を推進する具体的な施策や案内はされていますか？

①場所にとらわれず、どこからでも納付が出来る。

②時間に縛られない。

①仕組みの改革における初回導入のハードルの高さ

②情報が煩雑で非常に分かりにくい

③周知の部分が徹底されていない ④切り替えにかかるコスト

インセンティブかディスインセンティブを与えることが効果的であると考える。金銭的インセンティブは効果が大きいと考える。

【3】京都信用金庫 西陣支店 多田支店長様及び窓口担当職員様

・金融機関に来る人全員がキャッシュレス納付ではないので利用している層はわからない

・若い層も高齢者層も来る 一概に高齢者がキャッシュレス納付じゃないとはいえない

・職員の業務負担は大きい (例) 月末に 40 枚の納付書 (× 3 社くらい) →すべてにスタンプ (収納判) を押さなければならない

・(金融機関側としては) 作業時間の負担が減る、上記の作業時間を訪問営業等のほかの業務にあてることができる。

・(納税者側としても) 待ち時間や手間が減るのではないでしょうか

・社内でのルーティン化を変えるのが負担になる

・窓口で現金や振込納付を選ぶ理由は考えるのが大変だから

・来月、どの口座から払うかわからない→その時ある口座から支払うので金融機関で払う方が楽だから

・理解するのが大変

・メリットの説明が難しい

・信用金庫も職員向けに勉強会を開いた

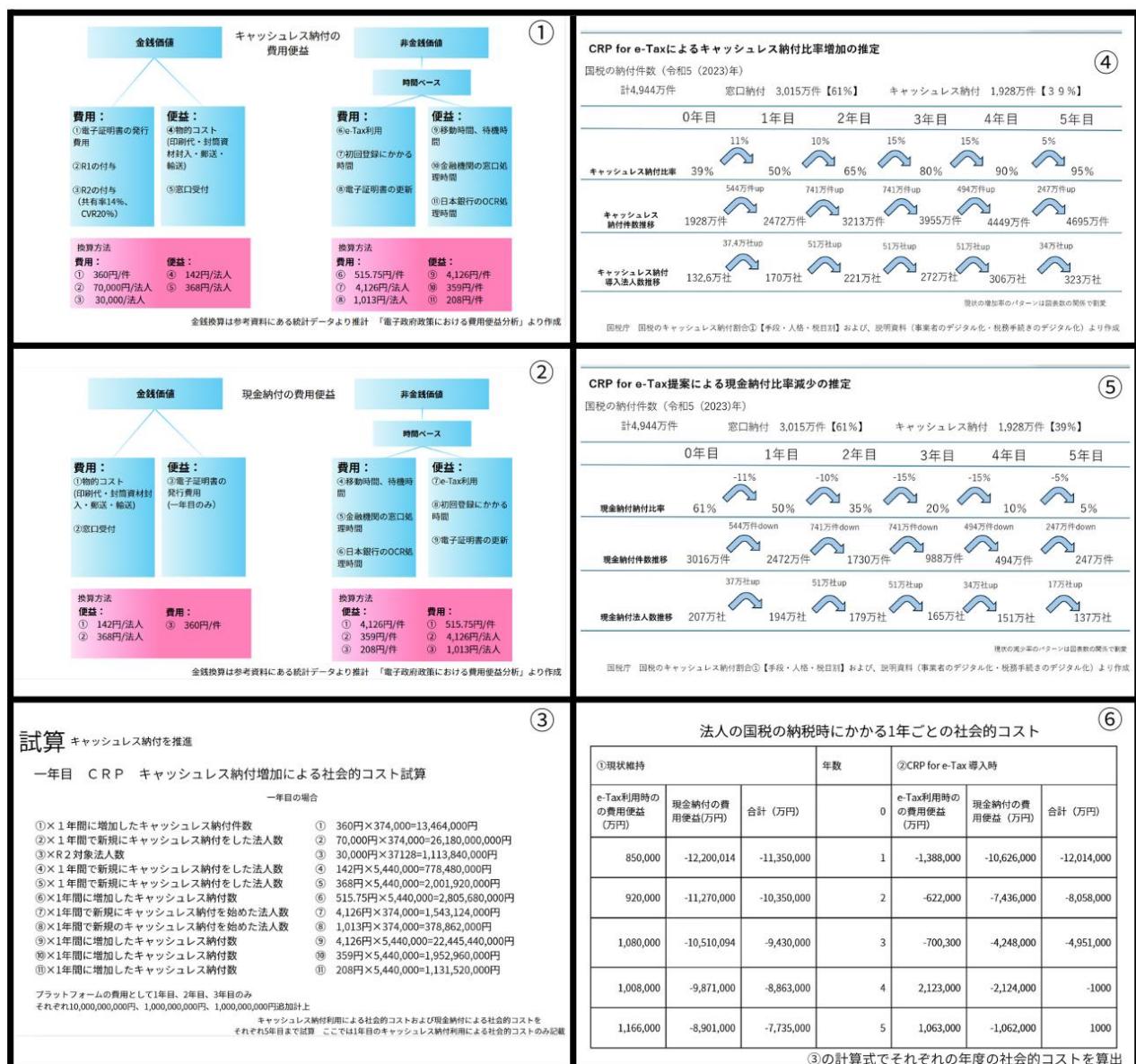
・顧客向けにセミナーを開催している

7. セミナーの反応を教えて頂きたいです。

8. 今後、キャッシュレス納付推進に向けて期待することはありますか？

- ・利用率向上にもつながっているというのは可視化できない
- ・基本断られてしまう
- ・紙をなくす、システムで強制的にしてしまう等も結局有効な策
- ・もしくはインセンティブをつける等のわかりやすいメリットをつける

(図表4) 試算



(図表 5) ヒアリング調査（有効性の検証）の資料

質問	①株式会社ワールドサニー 代表取締役社長 小坂様
1. CRP は効果的だと思いますか？	はい
2. その理由を教えてください。	・法人への金銭的なインセンティブは導入への意欲につながるから
3. 懸念点があれば教えてください。	懸念点ではないが、その中でも共有するというアイデアはさらなる e-Tax 納付の波及に繋がる可能性がある。
質問	②株式会社サクモフ 代表取締役 諸隈様
1. CRP は効果的だと思いますか？	・はい
2. その理由を教えてください。	・インセンティブもしくはディスインセンティブによる施策は効果的だと思うので
3. 懸念点があれば教えてください。	・特に思いつかない。
質問	③京都信用金庫 西陣支店 多田支店長様
1. CRP は効果的だと思いますか？	はい
2. その理由を教えてください。	・分かりやすいメリットである金銭的なインセンティブがあることは効果的かもしれない
3. 懸念点があれば教えてください。	・(ターゲットを限定することによって) 平等性に欠けるのではないか

①株式会社ワールドサニー代表取締役社長 小坂様



②株式会社サクモフ 代表取締役 諸隈様



③京都信用金庫 西陣支店
多田支店長様及び窓口担当職員様



■参考文献一覧

一般社団法人キャッシュレス推進協議会、「自治体マイナポイント事業 全国説明会資料」、一般社団法人キャッシュレス推進協議会、2022年
(<https://syohinken-kyogi.com/materials/165994078401201.pdf>、2025年9月21日閲覧)

内田 真一、「業務からみた日本銀行」、日本銀行、2025年6月7日
(https://www.boj.or.jp/about/press/koen_2025/data/ko250607a1.pdf、2025年9月21日閲覧)

勝本 大二郎、「電子政府政策における費用便益分析」、行政情報システム研究所、2010年4月号 (<https://www.iais.or.jp/ja/wp-content/uploads/2011/08/費用便益分析.pdf>、2025年9月21日閲覧)。

久保田 博幸、「図解入門ビジネス 中央銀行と金融政策がよくわかる本」、『図解入門ビジネス 中央銀行と金融政策がよくわかる本』、秀和システム、2019年

厚生労働省、「2024年調査：各種世帯の所得等の状況」、厚生労働省、2024年 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa24/d1/03.pdf>、2025年9月21日閲覧)

国税庁、「ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）の手続」、国税庁（e-Tax）、2024年3月25日 (https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/2024/topics_20240325_nozeitetsuzuki.htm、2025年9月21日閲覧)

国税庁・総務省・地方税共同機構・金融庁・日本銀行・全国銀行協会・全国地方銀行協会、「国税・地方税のキャッシュレス納付 共同レポート」、2024年5月30日（令和6年5月30日）
(https://www.boj.or.jp/note_tfgs/kokko/elec/data/elec103.pdf、2025年9月21日閲覧)

国税庁、「説明資料〔事業者のデジタル化・税務手続のデジタル化〕」、国税庁、2025年6月11日

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/councils/zeicho/250611_3-3.pdf、2025年9月21日閲覧)

国土交通省、「費用便益分析マニュアル」、国土交通省（発行年は資料内表記に準拠）、(https://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-hyouka/ben-eki_2.pdf、2025年9月21日閲覧)

白川 方明、「現代の金融政策—理論と実際—」、『現代の金融政策—理論と実際—』、日本経済新聞出版社、2008年

全国銀行協会、「税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査結果報告書」、一般社団法人全国銀行協会、2024年10月31日

(<https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/news/news361031.pdf>、2025年9月21日閲覧)

内閣府、「租税調査会議録等（2017年関連資料）」、内閣府、2017年

(<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gijiroku/zeicho/2017/29zen12kai4.pdf>、2025年9月21日閲覧)

日本銀行、「国民一人一人が、国とのお金のやりとりを安心して行えるという「当たり前」を日々実現する仕事」、日本銀行（フォーカスBOJ）、2015年3月25日

(<https://www.boj.or.jp/about/annai/genba/focusboj/focusboj14.htm>、2025年9月21日閲覧)

日本銀行、「国庫金のキャッシュレス納付をさらに普及させるために」、日本銀行（フォーカスBOJ）、2021年9月24日

(<https://www.boj.or.jp/about/annai/genba/focusboj/focusboj37.htm>、2025年9月23日閲覧)

日本銀行業務局、「国庫金事務デジタル化の状況について（令和3年度報告）」、日本銀行業務局、2022年7月

(https://www.boj.or.jp/note_tfgs/kokko/elec/ke_release/elec250602a.pdf、2025年9月21日閲覧)

日本銀行業務局、「日本銀行歳入代理店等事務取扱手続（規程 PDF）」、日本銀行（業務局／代理店関連規程）、

(<https://www5.boj.or.jp/dairiten/daikitei/sainyu/1/sd.pdf>、2025年9月21日閲覧)

安岡 孝司、「キャッシュレス経済圏のビジネスモデル」、『キャッシュレス経済圏のビジネスモデル』、日経 BP、2019年

Musallam, Aya, "Referral Program Metrics: What to Track and Why It Matters", Viral Loops Insider, Viral Loops Technologies Inc., 2025
(<https://viral-loops.com/blog/referral-program-metrics/>、2025年9月24日閲覧)